

令和 8 年度

河内長野市

こどもの居場所づくり推進事業補助金

交付要領



河内長野市

令和8年（2026年）6月

目 次

1. 趣旨
2. 補助対象事業
3. 補助対象団体
4. 補助期間と補助対象経費
5. 補助金額
6. 申請手続
7. 受付・審査・交付決定
8. 事業実施にあたっての留意事項
9. 補助金の概算払
10. 実績報告
11. 補助金の交付
12. 補助金の取消
13. 手続の流れ
14. よくある質問

<用語の意義>

●こども

こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもであって、おおむね18歳以下の者をいう。

●こどもの居場所

家庭や学校以外の場において、こどもが安全に安心して過ごすことができる場をいう。この場合において、当該場は、必要に応じて学習支援、食事の提供及び相談支援を行うとともに、支援が必要なこどもを関係機関につなぎ、並びにこども及びその保護者の状況を把握する等、地域における見守りの拠点としての機能を有するものとする。

河内長野市こどもの居場所づくり推進事業補助金について

1. 趣旨

河内長野市こどもの居場所づくり推進事業補助金は、市内において、子どもたちが、地域の中で安全に安心して過ごせる居場所づくりを行う団体に対して、実施に要する経費の助成を行うことにより、子どもたちが健やかに生活できる環境整備をすすめるためのものです。

2. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、学校や家庭以外の場において、相談支援や交流の場を提供することによって、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業とします。

また、下記①②の事業は任意実施（必須ではありません）とし、実施回数によって補助上限額が変わります。詳しくは、「5. 補助金額」をご覧ください。

- ① 食事を調理及び提供すること
- ② 学習支援等を行うこと

【事業の要件】

次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とします。ただし、(8)(9)については、当該各号に定める事業内容を実施する場合に限り満たすべき要件です。

- (1) 市内で実施されるものであること。
- (2) 特定の者に限定することなく、広く子どもを受け入れるものであること。
ただし、利用者の居住地域又は年齢について、対象の範囲を定める場合は、事前に市と協議すること。
- (3) 年間を通じて、月2日以上、1日当たり2時間以上実施すること。
- (4) 政治的若しくは宗教的な活動又は営利（こどもの居場所を運営する団体が販売する商品を、当該居場所で提供することを含む。）を目的とした事業でないこと。
- (5) 補助金の交付対象となる団体の構成員の3親等以内の親族を除く、こどもの利用が5人以上見込まれること。

- (6) 事業の実施時には、常駐できる責任者と、活動の補助ができる者（いずれも団体の構成員とする。）を各1名以上配置すること。
- (7) こどもの居場所利用中の事故、けが、不審者の侵入、感染症等に備え、安全面及び衛生面に十分に配慮し、ボランティア保険等へ加入すること。
- (8) 食事を調理及び提供する場合は、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ・食中毒等による事故の未然防止及び拡大防止の観点から、保健所への事前相談を行い、必要な手続を行うこと。
 - ・事業の実施施設の設備等について保健所の指導に従うこと。
 - ・食品衛生管理を徹底し、食中毒の予防、食物アレルギーへの対応、防火等について適切な措置を講じること。
- (9) 学習支援等を行う場合は、(6)に規定する者を含め、大学生又は教員経験者を2名以上配置すること。
- (10) こどもの見守り等を通じ、支援が必要な子どもまたは家庭を発見した場合は、市と連携し、情報を共有すること。

3. 補助対象団体

【団体の要件】

次に掲げる要件の全てに該当する団体とします。

- (1) 市内に活動拠点を有し、地域活動又はこどもの支援に資する福祉活動を実施し、又は実施するものであること。
- (2) 5名以上で構成されていること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を行わないこと。
- (5) 組織及び運営に関する定款、規約、会則等があること。
- (6) 団体（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が市税等を滞納していないこと。
- (7) 補助対象事業について、適正な会計及び経理を実施し、これを市に報告することができる団体であること。
- (8) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 市が実施する補助対象団体を対象とした連絡会に参加すること。

4. 補助期間と補助対象経費

【補助対象期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

補助金の対象となる経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施する事業に要するもので、下表に掲げるもののうち、上記期間中に支払いを完了した経費とします。

【補助対象経費】

費目	内容
報償費	ボランティア、外部講師の謝礼等
旅費	研修会参加等の旅費
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、広報費等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料	会場使用料等
原材料費	材料費等
備品購入費	その性質形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1万円以上のものを備品とする。ただし、机及び椅子類は金額にかかわらず、全て備品とする。なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコン等当該事業以外にも利用可能な備品の購入費は除く。

ただし、次に掲げる経費については、補助対象外です。

- (1) 団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費等）
- (2) 補助対象事業に直接必要とされない経費
- (3) 用途を特定することができない経費
- (4) こども以外に供する飲食に係る経費

- (5) 支払を確認することができない経費
- (6) 補助金の交付決定前に支払われた経費
- (7) その他市長が適当でないと認めた経費

5. 補助金額

補助金額は、下表に定める年間通算の実施日数に応じた補助基準額を上限として、予算の範囲内で決定します。

【補助基準額】

年間通算実施日数	24日以上 48日未満	48日以上 96日未満	96日以上
補助金額	150,000 円	300,000 円	500,000 円

上記日数は、毎月2回以上、定期的に実施していただくことを基本としていますが、学校の長期休業中に実施日数を増やしていただいても構いません。

6. 申請手続

【申請期限】

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

【提出先】

河内長野市こどもファミリーセンター
 （河内長野市原町一丁目1番1号 市役所1階）

【提出方法】

上記窓口書類を持参してください。（郵送・FAX・電子メール不可）
 開庁時間9時から17時30分まで（土日祝祭日などの閉庁日を除く）

【必要書類】

補助金交付申請書（様式第1号）のほか、申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 団体の構成員名簿
- ④ 団体等概要書（定款、規約、会則等）
- ⑤ 他の補助金又は交付金の交付を申請し、又はその決定を受けている場合は、当該内容が分かる書類の写し
- ⑥ ボランティア保険等の加入内容が分かる書類の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

7. 受付・審査・交付決定

市では、申請書の内容について、必要に応じて調査、実施場所の確認等を行い、書面審査により、公益性、こどもの居場所づくり事業の趣旨及び要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性、地域における支援の必要な児童の状況を総合的に判断し、交付の可否及び補助予定金額を決定します。

交付決定後、市広報や市ホームページで、交付団体の名称や実施する居場所の情報（名称、実施場所、開催日時、連絡先など）を公表する場合があります。

【結果の通知】

令和8年7月31日までに通知（予定）

【事業の変更・中止】

事業の開始後に、事業内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて届け出てください。ただし、市が認める軽微な変更については、手続きは不要です。

また、事業を中止する場合も、あらかじめ変更等承認申請書（様式第3号）により届け出てください。

8. 事業実施にあたっての留意事項

補助金の交付決定を受けた団体は、事業の実施にあたって次のことに留意してください。

- (1) 市が実施する補助対象団体を対象とした「連絡会」の開催時には、ご出席ください。

「連絡会」とは・・・

市と補助対象団体が参加し、団体同士の情報共有や課題解決に向けた話し合い等を行う会議です。

- (2) 食事の提供をする場合は、食物アレルギーのある子どもへの配慮や、食中毒への注意など、食の安全には十分注意してください。
- (3) 参加する子どもの帰宅時の安全に配慮してください。
- (4) 個人のプライバシー保護に十分配慮してください。
- (5) 年度末の実績報告に向けて、事業内容の記録（写真・資料等）、対象経費の領収書等の整理を随時行ってください。

9. 補助金の概算払

補助金の交付決定後において、事業を適正に運営するために必要があると認めるときは、交付決定額の4分の3を上限として、補助金の一部を概算払により交付することができます。

概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）をご提出ください。

10. 実績報告

事業終了後、速やかに実績報告書（様式第6号）により報告してください。

【報告期限】

事業完了後の30日以内又は年度の末日（3月31日）のいずれか早い日

※期限内に報告がない場合は、補助金の交付ができません。ご注意ください。

【必要書類】

補助金実績報告書（様式第6号）のほか、必要な書類は次のとおりです。

- ① 事業実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 領収書等貼付表
- ④ 実施回数等報告書
- ⑤ 事業活動時の写真
- ⑥ 事業実施が分かるもの（チラシ、メニュー表など）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

1 1. 補助金の交付

実績報告に基づき、事業内容を精査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、補助金の金額を確定し、通知します。

補助金の確定通知を受け取った後、指定する期限までに補助金請求書（様式第8号）により請求してください。請求書を受理した後、団体に対して補助金を交付します。

※ 概算払で補助金の一部を受け取っている場合は、確定した補助金の額との差額を精算いたします。

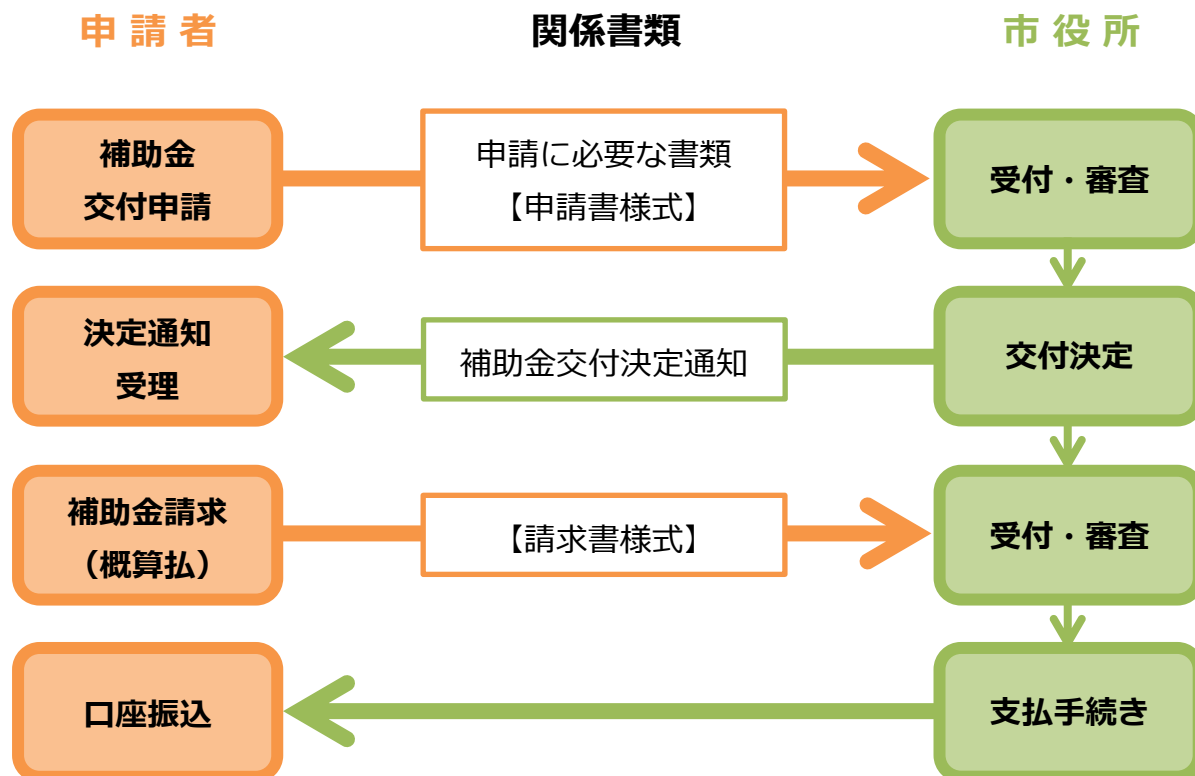
1 2. 補助金の取消

次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した額の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 補助対象事業を実施しないとき。
- (2) 補助対象事業の継続が困難であると見込まれるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金交付要綱の規定及び法令等に違反したとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 補助対象団体の要件を満たしていないとき。
- (7) その他、補助金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

1 3. 手続の流れ

補助金交付までの流れは次の図のとおりです。申請にあたって、ご不明な点があれば、市こどもファミリーセンターまで事前にご相談ください。



1 4. よくある質問

補助金の申請に際して、下記の内容を事前にご確認願います。



補助対象事業について		
Q1	どんな事業が対象になりますか。	河内長野市内で行う事業で、広く居場所を必要としているこどもを対象に、気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業です。必要に応じて学習支援、食事の提供及び相談支援を行うとともに、地域における見守りの拠点としての機能を有するものです。
Q2	学習支援や食事の提供は、必ず実施するものですか。	こどもの居場所の提供は、必ず行っていただく必要がありますが、学習支援や食事の提供は必須ではありません。
Q3	こども会などの運営も該当しますか。	こどもの居場所は、校区だけでなく広く居場所を必要とするこどもを受け入れることが前提であるため、会員に限定せず広く受け入れる場合は補助対象となります。

Q4	特定の町内会や地区に限って実施する場合は補助対象となりますか。	上記 Q3 と同様に、地区を限定する場合は補助対象外となります。ただし、特定の地区に限って広報・周知するような場合でも、実際に集まったこどもたちを、地区に限らず受け入れていただければ、補助対象となります。
Q5	食べ物の提供はできますか。	可です。食中毒やアレルギー等の事故防止の観点から、保健所へ事前相談のうえ、必要な手続きをお願いします。
Q6	居場所の利用にあたり、参加費や食事代、入会金、登録料などを設定していいですか。	補助対象事業は、Q1 のとおり、こどもたちが気軽に利用できることが条件であるため、参加費や食事代については、高額とならないよう留意してください。また、入会金等が高額である場合は、補助対象外となります。
Q7	参加者を事前申込制としてもいいですか。	こどもたちを広く受け入れることを条件としていますので、申込制とする事業は補助対象外となります。
Q8	実施頻度について、決まった曜日や時間に実施しないといけないですか。	年間を通じて、月 2 回以上、1 日当たり 2 時間以上実施することが条件です。こどもたちの居場所であるために、定期的に集える場であることが望ましく、夏休み等の長期休暇中に開催日を増やして実施することも可です。 なお、実施回数に応じて補助上限額が変わります。
補助対象団体について		
Q9	どんな団体が対象になりますか。	河内長野市に活動拠点を有し、地域活動又はこどもの支援に資する福祉活動を実施する 5 人以上で構成された団体となります。詳しくは、3. 補助対象団体をご覧ください。
Q10	運営スタッフの人数に決まりはありますか。	居場所に常駐する責任者と補助する者（いずれも団体の構成員とする。）を各 1 名以上配置してください。 学習支援等を行う場合は、上記の者を含め、大学生又は教員経験者を 2 名以上配置してください。
Q11	個人での運営に対して、補助金を受けられますか。	個人の運営は対象となりません。5 人以上で構成された団体が対象となります。
補助対象期間について		
Q12	補助対象期間は。	毎年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日です。
Q13	市への申請は、活動が始まってからでもいいですか。	交付決定通知後からの活動が補助対象になりますので、なるべく事業実施前に申請してください。
補助対象経費について		
Q14	参加賞や記念品は対象経費になりますか。	記念品は、配布物のため対象となりません。あくまでも居場所を運営するために必要な経費が対象です。
Q15	ボランティアのスタッフに謝礼や交通費は支払えますか。	運営スタッフは対象外です。それ以外の外部のボランティアや講師などへの謝礼は対象です。ただし、1 人当たり 1 回 2, 0 0 0 円が上限（高額な謝礼は対象外）です。

Q16	謝礼を謝金ではなく贈答品で渡す場合、報償費として計上できますか。	謝礼については、現金又は商品券でお渡しください。現金の場合は領収書、商品券の場合は受領書等で受け取り確認できる書類を提出願います。その際、領収書等には、日付と氏名を必ず記載してください。
Q17	支払い時にポイントカードを使用してもよいか。	補助事業に係る経費の支払いにより、個人が利益を得ることを防ぐため、経費を支払う際にポイントカードは利用しないでください。（ポイントを貯める場合、ポイントで支払う場合ともに禁止します。）
Q18	レシート等の代わりに請求書や納品書でよいか。	不可です。支払い確認ができるものとして、レシートか領収書が必要になります。
Q19	レシートや領収書はコピーでもよいか。	可ですが、他の補助金を活用している場合は、経費が重複することが絶対がないようご注意ください。また、原本の提示を求めることがありますので、原本は保管してください。なお、実績報告時に、レシートや領収書はできるかぎり費目ごとに貼り付けてください。

申請書類等は、河内長野市ホームページからダウンロードできます。下記アドレスから「こどもの居場所づくり推進事業補助金」のページをご覧ください。

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/75/124359.html>



<QRコード>



【お問合せ先】

河内長野市こどもファミリーセンター
こども支援グループ
〒586-8501
河内長野市原町一丁目1番1号（市役所1階）
電話番号：0721-53-1111（代表）